

惣利地区自治会規約

昭和53年6月1日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、惣利地区自治会（以下「会」という。）と称する。

(区域)

第2条 会の区域は、春日市地区設置規則（平成11年規則第2号）第2条に定める惣利地区の区域とする。

(会員)

第3条 会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の区域に居住する者（住民登録をした者）及び事業所等を置く者（以下「事業者等」という。）のうち、会の理念及び目的に賛同し、会に入会した者とする。

2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

(事務所)

第4条 会の事務所は、惣利地区公民館（惣利3-133-1）におく。

(理念)

第5条 会は、次条に定める目的を希求する不偏不党かつ非営利の団体である。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体と協力し、会員の教養向上、社会福祉の増進、生活環境の整備及び防犯・防災などに努めるとともに、行政との協議・協力をすすめ、地区住民の融和団結を図り、健康で明るい街づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第7条 会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「事業」という。）を行なうものとする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
- (2) 専門部活動に関する事業。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事業。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事業。
- (5) 防犯、防災、交通安全その他の安全安心を確保するための事業。
- (6) 子育て家庭を支援し、青少年を健全に育成するための事業。
- (7) 高齢者の見守り、その他の福祉と健康を推進するための事業。
- (8) ごみ減量、リサイクルその他の環境保全及び環境改善のための事業。
- (9) 生涯学習を推進するための事業。
- (10) 会の財産を管理するための事業。
- (11) 指定管理者として、惣利地区公民館を管理する事業。
- (12) 地域の将来計画の作成に関する事業。
- (13) その他会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 入会、退会及び会費

(入会)

第8条 会に入会しようとする者は、惣利地区自治会規約細則（以下「細則」という。）に定める入会申込書を組長を通じて、会長に提出しなければならない。

2 会は、前項の入会申込書の提出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する会員の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 細則に定める退会申込書が組長を通じて会長に提出され、承認されたとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく、会費を1年以上納付しなかったとき。
- (5) 公序良俗に反する行為、他の会員に著しい迷惑を及ぼす行為等により、会員にふさわしくないといふと会長が判断し、退会を命じたとき。

(会費)

第10条 会員は、会員が属する世帯、事業者等又は所有者（以下「会員世帯」という。）ごとに、細則に定める会費を納めなければならない。ただし、会員の申し出に特別な理由がある場合は、会長の判断により、これを免除することができる。

第4章 役員

(役員)

第11条 会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 副会長のうち、1名は公民館長を兼務し、もう1名は事務長を兼務する。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会の業務を統括し、会を代表する。
- (2) 副会長は、第24条に定める部会の職務を監督するとともに、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 事務長は、会の運営に関する会計上の事務を処理し、帳簿類の記帳及び証書類を整理し保管する。

(役員等の報酬)

第13条 第11条の役員、第24条の部会長等の報酬は細則に定める。

(役員選出)

第14条 役員選出は、次の要領で選出する。

- (1) 会長 評議委員及び役員で選出した選考委員により協議のうえ選出する。
- (2) 副会長 前項により選出された会長と選考委員との協議のうえ選出する。
- (3) 選考委員は、組長の代表である各丁目のブロック長（7名）、現役の運営委員（3名以内、役員を除く。）、及び過去の役員経験者（3名以内）で構成する。

2 前項により選出された役員は、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2 任期途中の事故等により役員が欠員になった場合は次による。

- (1) 会長 副会長がその任にあたる。その際、任期は前任者の残り期間とする。
- (2) 副会長 会長が選考し、組長会にはかり選出する。ただし、選出までの期間は会長がその任にあたる。任期は前項と同じとする。

(評議委員)

第16条 会長は会務を円滑に運営するため、必要に応じて評議委員を委嘱することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 会の会議は、総会、組長会、運営委員会、役員会及び専門部会とする。

2 総会は会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、各組の代議員をもって構

成する。

- 3 組長会は、各組の組長で構成する。
- 4 運営委員会は、役員、専門部会長及び副部会長をもって構成する。
- 5 役員会は、役員をもって構成する。
- 6 専門部会は、各部員をもって構成する。

(招集)

第18条 定期総会は年1回、臨時総会は会員の3分の2以上の請求があった時、または役員会で総会開催の議決があった時に、会長が招集する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。
- 3 運営委員会は、会長が必要に応じ招集する。
- 4 組長会は、5月・7月・9月・11月・2月の第2日曜日定例とするほか、必要に応じ会長が招集する。
- 5 専門部会は、各部会長が必要に応じ招集する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業の計画及び結果報告の承認。
 - (2) 年度の予算及び決算の承認。
 - (3) 規約の改廃の承認。
 - (4) 会費の改訂の承認。
 - (5) 役員を選出。
 - (6) その他会の重要事項に関すること。
- 2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - 3 重要事項のうち急を要するものは、組長会で決議するものとする。

(組長会)

第20条 組長会は、前条第3項に定めるほか、各種事業の実施計画について審議し決定する。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、総会に諮る事項のほか、会の運営に関する事項並びに諸規定の改廃について審議し決定する。

(役員会)

第22条 役員会は、運営委員会に諮る事項のほか、会の運営に関する事項について審議し決定する。

(成立要件・議長及び議決)

第23条 会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

- 2 総会の議長は会員の中から選出し、役員会は会長が議長となる。
- 3 会議における議決は、第32条に定める規約改正の場合を除き、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 組織

(専門部会)

第24条 専門部会は次のとおりとし、専門部会には部会長及び必要に応じて副部会長を置く。

- (1) 広報・IT推進部
- (2) 安全・防犯部
- (3) 福祉部
- (4) 環境部(環境推進委員含む)
- (5) サークル部
- (6) 子ども会育成部
- (7) げんきカイ

- (8) ことぶき会
 - (9) 平成龍保存会
 - (10) コミュニティ部
- 2 専門部会は、役員会に諮る事項のほか、専門部会の事業に関する事項について審議し決定する。
 - 3 専門部会の職務等は、細則に定める。
 - 4 コミュニティ部長は副公民館長を兼務する。
 - 5 会長は環境推進委員を委嘱することができる。

(組)

第25条 会の運営を円滑に行うために、区域を分割して組を編成する。

- 2 組の編成は当該住民と協議し、役員会の議決及び総会の承認を受ける。
- 3 組は当該組の会員の中から組長を選出する。任期は原則として1年とする。ただし、組長に選任される予定年度の4月1日時点（以下「当該時点」という）における満年齢が80歳以上の高齢者又は障害者のみで構成される会員世帯で、かつ当該会員世帯から組長を辞退する申し出があった場合には、組長を免除する。この場合において、該当する会員世帯は当該時点の1年前までに現在の組長に辞退の申し出を行うものとする。
- 4 組には組長のほか副組長を置き、組長を補佐するものとする（副組長は原則として次期組長）。ただし、前項の申し出を行った会員世帯は副組長も免除する。

(連合組織)

第26条 会は広域的問題に対処するため、春日市の自治会連合会組織に参加し、情報の収集、連絡調整を行なうものとする。

第7章 会計及び会計監査

(会計年度)

第27条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(収入)

第28条 会は次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 報償金
- (4) 公民館使用料
- (5) その他雑収入

(支出)

第29条 支出は、総会の議決に基づき執行する。

(会計帳簿の整備)

第30条 会の収入・支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(会計監査)

第31条 会に会計監査を置き、その定数は2人とする。

- 2 会計監査の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 会計監査は、選考委員会が会員の中から選考し、総会の承認を経て決定する。
- 4 会計監査は、会計上の手続き及び執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

第8章 規約の改正

(改正)

第32条 会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

第9章 その他

(施設設備等)

第33条 惣利地区公民館の施設管理に関する必要な事項は別に定める。

(備付帳簿)

第34条 会は次の帳簿を管理保管するものとする。

- (1) 転出入記録簿
- (2) 諸規約綴
- (3) 会計に関する帳簿
- (4) 備品台帳
- (5) 文書綴
- (6) 会議録
- (7) 重要な資料・画像等のデータ
- (8) その他必要な書類

2 前項の帳簿は保管を必要としなくなったとき、これを廃棄することができる。

(慶弔)

第35条 会員の慶弔については細則に定める。

(事務職員・施設管理人)

第36条 会に事務職員及び施設管理人をおき、任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(細則)

第37条 この規約のほか、会の運営に必要な事項については、別に定める細則による。

2 細則の改廃は、組長会の審議を経て、会長がこれを定める。

(附則)

この規約を改正したときは、新旧対照表を永年保存するものとする。